

”	第136回	852,040,000円	850,342,696円
”	第137回	989,140,000円	987,649,817円
”	第138回	689,390,000円	688,620,982円
”	第139回	887,730,000円	886,668,975円
”	第140回	1,475,930,000円	1,473,930,724円
”	第141回	1,880,060,000円	1,877,588,185円
”	第142回	2,006,840,000円	2,002,842,223円
”	第143回	4,917,180,000円	4,910,743,256円
”	第144回	4,924,240,000円	4,918,746,757円
”	第145回	2,370,410,000円	2,367,583,598円
”	第146回	4,374,800,000円	4,368,873,845円
”	第147回	6,102,480,000円	6,094,456,592円
”	第148回	6,420,410,000円	6,407,619,926円
”	第149回	12,247,270,000円	12,226,288,027円
”	第150回	2,000,000円	1,995,757円
”	第152回	170,000,000円	169,739,335円
”	第154回	137,000,000円	136,784,026円
”	第155回	5,000,000円	4,993,039円
”	第156回	26,050,000円	26,011,346円
”	第161回	162,490,000円	162,479,637円
合 計		97,674,480,000円	97,542,508,806円

○厚生労働省告示第二百九十四号
 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。
 令和五年十月三十日 厚生労働大臣 武見 敬三
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	難病の患者に対する医療等に関する法律第五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七條第一項第一号の規定に基づき
改 正 前	難病の患者に対する医療等に関する法律第五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七條第一項第一号の規定に基づき

厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。

- 一〇五十三（略）
- 五十四 成人発症スチル病
- 五十五〇百二十（略）
- 百二十一 脳内鉄沈着神経変性症
- 百二十二（略）
- 百二十三 HTRA1関連脳小血管病
- 百二十四・百二十五（略）
- 百二十六 ペリー病
- 百二十七〇百六十六（略）
- 百六十七 マルファン症候群／ロイス・テイツ症候群
- 百六十八〇百三十八（略）
- 百三十九 MCEP2重複症候群
- 百四十 線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む）
- 百四十一 TRPV4異常症

○農林水産省告示第四百十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和五年十月三十日

- 農林水産大臣 宮下 一郎
- 一 保安林の所在場所 福島県二本松市太田字陣場七五、九五、九五の二、一一六
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県庁及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。

厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。

- 一〇五十三（略）
- 五十四 成人スチル病
- 五十五〇百二十（略）
- 百二十一 神経フェリチン症
- 百二十二（略）
- 百二十三 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
- 百二十四・百二十五（略）
- 百二十六 ペリー症候群
- 百二十七〇百六十六（略）
- 百六十七 マルファン症候群
- 百六十八〇百三十八（略）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

○農林水産省告示第四百十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和五年十月三十日

- 農林水産大臣 宮下 一郎
- 一 保安林の所在場所 富山県富山市庵谷字妙堂一五〇の一、一五〇の一、一五一四から一五一六まで、一五一七の一、一五一八、一五一九、一五二九の一、一五三〇、字稗草嶺一五三一の一、一五三二の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。